

# 平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

横浜市鶴見市場地域ケアプラザ

## 2 事業計画

### 地域の現状と課題について

市場エリアは市場地区と市場第2地区との2つの自治連合会から成り立っており、また地区ごとの特徴が異なります。いずれも地域活動に積極的であり、町会長を始め地域の関係者が幅広く活動されています。地域の取り組みもそれぞれニーズに即した形で行われており、非常に多くの活動が行われている地区です。それに伴い、ケアプラザも地域（地区ごと）に合わせた支援や活動を行っていく必要があります。

今年度は地域包括支援センター職員1名と生活支援コーディネーターの増員により、相談支援の資質向上および地域資源への取り組みを重視して連携して行います。

また、市場エリア全体を考え、2地区合同で行える活動（ゆうづる夏祭りや民生委員とケアマネジャー合同連絡会など）を継続して行うことで、2地区の連携を強化してまいります。

また、包括レベル地域ケア会議も運営協議会等で開催し、介護・医療等の課題を地域でどのように支援・見守りを行っていくかなど話し合いを積み、地域の方の力と協力機関等と連携し、独居や認知症高齢者等の課題について検討します。

市場エリアは、新規転入者が多く人口も増加しているエリアです。小さな子供たちも多く、様々な事業（イベント等）に参加されています。若い世代の方々に地域の活動等に興味を示していただき、地域活動やボランティアなどに参加していただけるよう、アプローチの工夫を継続して行います。他地域組織と連携した自主事業の実施や、新住民と旧住民との交流を引き続き行い、新住民に対してのケアプラザの広報・PRと地域ニーズの把握に努めます。

他、地域住民と障害のある方が自然な形で交流できる場が少ないことも課題であるため、既存の自主事業や、地域のイベント等を通し、障害理解の促進と障害児者の社会参加を目指します。同様に、外国籍住民らが地域住民との自然な交流を持てるよう異文化交流を図れるよう努めます。

これらの事がスムーズに途切れることなく行えるように、「地域活動交流」と「地域包括支援センター」・「生活支援コーディネーター」がそれぞれの立場から把握・検討した地域の情報やニーズを、日常的に共有し、事業等に反映していきます。

## 施設の適正な管理について

### ア 施設の維持管理について

施設の維持管理に当たっては、基本協定書に基づき管理にあたります。

#### 1 施設・物品管理

(1)保守管理業務については、日常的に目視点検等の保守点検を行い、専門的な点検については専門業者に業務委託することにより定期的に必要な保守管理を行います。

(2)環境管理業務については、館内・外構・植栽について日々清掃・消毒・除草を行い施設・備品の美観・衛生の維持並びに汚損防止に努めます。

#### 2 改修等

施設の保全や利用者の安全確保を目的とした改修について、鶴見区と協議し対処します。

#### 3 利用ルールの徹底

利用者相互が安全・快適に利用できるように、利用のルールの遵守をお願いするとともに利用後の点検を行います。

### イ 効率的な運営への取組について

#### 1 業務・職種間連携

ケアプラザ内及び併設施設との業務・職種間連携を取ることにより、部門間の役割を分担し、重複することなく多様なサービス展開を行います。

#### 2 経費節減の取組み

ランニングコストについて無駄を省くための取り組みを行います。

##### (1)業務委託

施設管理について、入札等により適切な業者を選定するとともに、可能な業務はボランティアおよびスタッフにより管理し、質を確保しつつ経費の節減をします。

##### (2)水道光熱費の節約

空調機についてはこまめに温度設定を行い、経費の節減に努めます。また、春季・秋季は外気導入により空調機の利用を極力抑制します。

今年度も引き続き、電力不足緩和のため館内の節電を強化します

### ウ 苦情受付体制について

苦情解決に関しては、横浜市、法人が定める規程等に則り、次により体制を整え、解決に努めます。

1 苦情解決の窓口・手順を利用者(及び関係者)に書面により提示します。

2 利用者・家族・代理人からの指摘に対して、常設の窓口である苦情相談受付担当者が迅速に関係者から聴取及び事実関係の確認を行います。

3 意見箱を常置し、利用者からの意見の受付を行いこれに基づき、改善を行います。

4 法人で設置している第三者委員を書面により掲示します。

5 ホームページや広報誌から Eメールによる苦情受付について周知しています

#### エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

法令に基づく防災計画を年2回の防災訓練実施、設備・機器の保守点検をし、機械警備による不在時の防犯対策や、貴重品については施錠管理をするなどして、緊急時の体制づくりに取り組みます。また、デイサービス利用者や館内利用者に協力を要請し、合同で訓練に参加してもらうことで、さらなる課題の抽出と改善を図ります。

特別避難場所開設前後の訓練の実施および災害時要援護者受入訓練を地域と鶴見区と連携して行います。防災備蓄在庫および使用可能状況の確認を行い、地域と共に地域の防災訓練や鶴見区災害ボランティアネットワークに参加し、機能と役割について周知します。

また、施設内設備の確認（消火器・避難ばしご・非常ベル・ソーラーパネルからの電気使用など）の訓練をより一層強化します。

#### オ 事故防止への取組について

マニュアルを設置し、インシデントや事故について報告書を作成し、防止に努めます。月1回の職員会議や各種部門会議・リーダー会議において、この報告に基づき具体的な事故防止の検討を行います。また防災訓練を定期的に行い、事故発生時の安全確保を図るとともに、事故発生未然防止の取り組みを行います。環境・設備についても日常的に目視・点検し、事故発生原因を取り除くことにより事故の発生を予防します。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

基本方針として、「横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令及び厚生労働省のガイドライン」を遵守し、利用者の個人情報の保護を図ります。また、法人が定める、「個人情報保護に対する基本方針」に基づいた体制を整え、適切な情報管理を行ないます。

当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、入職時および1回（年）以上、研修等を行います。個人情報の誤渡しなどの漏洩事故が起きないように2重チェック体制の徹底を図ります。

#### キ 情報公開への取組について

1. 利用者からの情報開示請求に対し、積極的な情報公開に努めます。
2. 個人情報保護に関する方針、事業計画・決算書などを掲示または閲覧用に設置します。

#### ク 人権啓発への取組について

基本方針として、「横浜市人権啓発推進計画」の「人啓発推進の基本的考え方」に基づき取り組みます。

人権を当事者だけの問題としてではなく自分自身の問題として捉えることの出来る啓発を地域に対して行います。

同時に、人権問題の解決への取組ができるよう職員への啓発（研修）を行います。

#### ケ 環境等への配慮及び取組について

横浜市が行う G30 行動指針に基づいたゴミの減量と使用量の削減に取り組めます。空調機の設定温度を季節ごとに設定し、照明もこまめに不要時の消灯を行います。また、リサイクルに重点を置くとともにゴーヤなどのグリーンカーテンの設置を地域と協働で行い環境へ配慮します。

上記事項について、職員研修・教育を行うとともに、利用者の理解・協力を得られるよう努めます。

# 介護保険事業

## ● 介護予防支援事業

### 《職員体制》

1. 管理者 主任介護支援専門員（兼務）
2. 担当者 ①看護師 1名 ②主任介護支援専門員 1名 ③社会福祉士 2名

### 《目標》

1. 住み慣れた地域で住み続けられるよう、自立支援に繋がる介護予防や認知症予防を行ないます。認知症の理解を深めてもらうために、地域に出向いて啓発活動を行ないます。
2. 介護予防・日常生活支援総合事業への対応を周知していきます。併せて地域の社会資源を関係者で共有できるように努めます。
3. 医療・福祉の連携を深めて、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

#### ● 交通費

通常のサービス提供の実施地域を超える地域に訪問し、または出張する必要がある場合には、その旅費（実費）に対する支払いが必要になります。

### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 地域活動が可発で、町内会や自治会等の集会に参加させてもらう機会が多くあります。そこで介護保険の説明や認知症予防などの啓発活動を行なっています。
- ・ 2ヶ所の『元気づくりステーション』を月に6～7回開催して、体操や手芸など介護予防に取り組んでいます。
- ・ 各種の地域課題に対して、地域ケア会議や川のまちエリア会議を活用して、地域の方々と意見交換が出来るようにしています。
- ・ 地域を支えるケアマネジャーやサービス事業所との連携を深めて、良い支援に繋がるようにレベルアップを図っていきます。

### 《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
150	150	150	150	150	150
10月	11月	12月	1月	2月	3月
150	150	150	150	150	150

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- |             |    |                          |
|-------------|----|--------------------------|
| 1、管理者       | 1人 |                          |
| 2、主任介護支援専門員 | 3人 |                          |
| 3、介護支援専門員   | 4人 | (管理者と兼務1人、常勤専任2人、常勤兼務1人) |

《目標》

1、医療依存度の高い人への適切なアセスメント・ケアマネジメントを行います。入院期間が短くなり、急性期を脱すると短期間で退院になる人が増えています。医療の知識を深め、アセスメントに生かし、適切なケアマネジメントを行えるように研修等に参加します。

2、特定事業所として地域に貢献できるよう災害時におけるケアマネジャーの働きを検討し備えます。地域包括支援センターと連携していきます。

3、制度改正があり、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。該当する利用者がいたら、スムーズに対応していきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●交通費 通常のサービス提供の実施地域を超える地域に訪問し、または出張する必要がある場合はその旅費（実費）に対する支払いが必要になります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域に根ざした横浜市鶴見市場地域ケアプラザゆうづるとして、より一層ご利用者様が安心して住み慣れた地域での生活が送れるように努めます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
100	100	100	100	100	100
10月	11月	12月	1月	2月	3月
100	100	100	100	100	100

## ● 通所介護事業

### 《提供するサービス内容》

- 送迎・入浴・食事サービス・機能訓練サービス・日常生活上の援助  
健康上の確認・相談、助言等に関すること
- 口腔機能向上訓練(通所介護)

### 《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

#### ● 1割負担分

（要介護1）	745円
（要介護2）	878円
（要介護3）	1,015円
（要介護4）	1,152円
（要介護5）	1,289円
入浴加算	56円
口腔機能向上加算	168円

上記利用料には下記加算が含まれます

サービス提供体制強化加算（I-2）

介護職員処遇改善加算（I）

地域加算（2級地）

- 食費負担 700円
- オムツ 100円
- パット 50円

- 実施地域以外送迎費・・・通常の事業の実施地域以外の地域に居住するご利用者に対して行なう送迎に要する費用
  - ・送迎距離片道10km未満：1回につき300円
  - ・送迎距離片道10km以上：1回につき500円

- ※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週6日（毎日曜日、12/29～1/3を除く）

《提供時間》 9：30～16：35

### 《職員体制》

- 管理者 1名（常勤兼務）
- 生活相談員 2名（常勤兼務）
- 看護師（機能訓練指導員兼務） 3名（常勤2名兼務、非常勤兼務1名）
- 介護職 17名（常勤4名兼務、非常勤13名）

### 《目標》

通所介護サービスを提供する事により、ご利用者がその有する能力の維持向上に努め可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう以下の取り組みをすすめます。

- 1 来所時に看護師によるバイタルチェックを行い健康状態を経過的に把握するよう努めます。
- 2 連絡帳等により、ご利用中のご様子やバイタルチェックの結果をご家族また関係者様にお知らせいたします。
- 3 ご利用者に変化がある時は、ご家族や担当ケアマネージャーに報告を行ない、予防的な対応が出来るよう心がけます。
- 4 ニーズのある方には口腔機能向上の取り組みを看護師が中心となり行います。

- 5 午前、午後に各30分程度の体操を行い、また運動器具を使用して機能訓練等を行い運動能力の維持につながるよう努めます。
- 6 通所介護計画をケアマネージャーのケアプランに基づき作成いたします。また、事業所としての事前のアセスメントを行い、ご利用者に適正なサービスが提供出来るように努めます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- リフト付送迎車による自宅送迎があります。
- 浴室には車イスに座ったまま入浴出来るリフト入浴があります。
- 毎日のお楽しみ入浴を行います。（ゆず、菖蒲、みかん、お茶、ハーブ等etc）
- 歩行運動の一環として、季節によって敷地外にある公園、また敷地内にある庭園への散歩を行います。また、季節の野菜の栽培を行います。（栽培した野菜は昼食メニューに調理して提供いたします。）
- 個別レクリエーションの充実を図り、個人の活動の場を提供します。また、運動器具等を使用し運動の促進、楽しみながらの体力維持等を図ります。
- 介護ロボ「TANO」を導入し、レクリエーションや機能訓練で活用するだけでなく、静養室等従来死角となっていた場所の見守りでの活用も行う。
- 誤飲、誤嚥の予防を目的として昼食前には口腔体操を行いません。（体操を行うことにより唾液の分泌を促し、誤飲、誤嚥の予防につながります。）また昼食後には口腔ケアを実施し、清潔の保持に努めます。
- デイサービスの見学ができます。（昼食・おやつ代 700円）

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
695	695	695	695	695	695
10月	11月	12月	1月	2月	3月
695	695	695	695	695	695



## ● 介護予防通所介護事業

### 《提供するサービス内容》

- 送迎・入浴・食事サービス・機能訓練サービス・日常生活上の援助  
健康上の確認・相談、助言等に関すること
- 口腔機能向上訓練・運動機能向上訓練

### 《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
- （要支援1） 1,890円
- （要支援2） 3,872円
- 口腔機能向上加算 168円
- 運動機能向上加算 251円

### 上記利用料には下記加算が含まれます

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

地域加算（2級地）

- 食費負担 700円
- オムツ 100円
- パット 50円
- 実施地域以外送迎費・・・通常の事業の実施地域以外の地域に居住するご利用者  
に対して行なう送迎に要する費用
  - ・送迎距離片道10km未満：1回につき300円
  - ・送迎距離片道10km以上：1回につき500円

《事業実施日数》 週6日（毎日曜日、12/29～1/3を除く）

《提供時間》 9：30 ～ 16：35

### 《職員体制》

- 管理者 1名（常勤兼務）
- 生活相談員 2名（常勤兼務）
- 看護師 3名（常勤2名兼務、非常勤兼務1名）
- 介護職（機能訓練指導員兼務） 17名（常勤4名兼務、非常勤13名）

### 《目標》

介護予防通所介護サービスを提供する事により、ご利用者がその有する能力の維持向上に努め可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう、以下の取り組みをすすめます。

- 1 来所時に看護師によるバイタルチェックを行い健康状態を経過的に把握するよう努めます。
- 2 連絡帳等により、ご利用中のご様子やバイタルチェックの結果をご家族また関係者様にお知らせいたします。
- 3 ご利用者に変化がある時は、ご家族や担当ケアマネージャーに報告を行ない、予防的な対応が出来るよう心がけます。
- 5 午前、午後に各30分程度の体操を行い運動能力の維持につながるよう努めます。また、個人の状態に応じたきめ細かいプログラムを提供を実施し身心機能の維持向上に努めます。
- 6 介護予防通所介護計画をケアマネージャーのケアプランに基づき作成いたします。

また、事業所としての事前のアセスメントを行い、ご利用者に適正なサービスが提供出来るように努めます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 送迎車による自宅送迎があります。
- 毎日お楽しみ入浴を行ないます。（ゆず・菖蒲・みかん、お茶、ハーブ等）
- 運動の一環として、季節によって敷地外にある公園、また敷地内にある庭園への歩行運動を行います。また、季節の野菜の栽培も行います。（栽培した野菜は昼食メニューに調理して提供いたします。）
- 来所時には手洗い、うがい、昼食・お茶菓子の前には手洗いを実施し、感染症等の予防に努めます。
- 個別プログラムの提供により、個人の活動の場と社会的孤立感の解消を図ります。また、運動器具を使用して運動促進を図り体力維持に努めます。
- 誤飲、誤嚥の予防を目的として昼食前には口腔体操を行ないます。（体操を行なうことにより唾液の分泌を促し、誤飲、誤嚥の予防につながります。）また昼食後には口腔ケアを実施し、清潔の保持に努めます。
- デイサービスの見学ができます。（昼食・おやつ代 700円）

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
103	103	103	103	103	103
10月	11月	12月	1月	2月	3月
103	103	103	103	103	103

## 地域ケアプラザ

### 1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

地域包括支援センターを柱とし、介護保険をはじめとした医療や福祉等さまざまな相談について対応します。日頃からの地域関係機関との顔の見える関係づくりや情報把握に努め、相談体制の強化に取り組みます。子育て支援等でのニーズ把握も行い、地域コーディネーターとも協働して、こども・障害児者の相談等を受け付け、個別・地域の課題の明確化・および全体像の把握に努めます。

生活支援コーディネーターとも協働し、地域の課題把握を行い地域資源の増加につながるよう連携・支援を行います。

特に障害関係の相談に関しては、「つるみ地域生活支援センター（「幹」相談室）」や「りんくるつるみ」との連携を図り、より専門的な相談にも対応できるよう行います。また、これらの問題（相談）が重複する場合など、区役所・区社協など各機関との連携を図り滞りのないよう配慮します。

ケースの見直しを定期的に行い、支援内容について確認を行いケース対応の再検討を行います。

### 2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

地域交流と地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターで毎月な会議を行ない、高齢者・児童・障害児者の情報を共有していきます。同時に早期の支援に繋がるように対応致します。

また、地域に必要な事業の実施やインフォーマルサービスの支援を協働して行います。

つるみ地域生活支援センター（障害相談部門）との会議も継続し、地域課題を抽出するだけでなく、課題に取り組んでいきます。

### 3 職員体制・育成

横浜市及び介護保険法に定める職員数並びに資格要件を遵守し、必要な職員体制の整備を継続します。また、より専門職としてのスキル向上を目指し法人内外の研修にも積極的に出席いたします。

・職種・職能ごとの必要とされる資質の向上を目的とする業務研修の年間計画を策定します。

・入職時に人権擁護・個人情報保護並びに必要な業務研修（リスクマネジメント、接遇、救急法等）を行います。

・現任研修として、通所介護、地域活動・交流部門では月1回定例で全職員のミーティングを実施しテーマに沿った研修並びに日常的にOJTを実施します。

・各事業（所）ごとに月1回以上のミーティングを行い、チームとしての支援が行えているかの確認・後輩指導等を行います。

他、業務に係る各種研修会や研修に参加し、ケアプラザとしての業務に係る情報収集を行い、資質の向上に努めます。

・研修内容（報告）については、職員会議で発表するなど職員間で共有できるようにします。

#### 4 地域福祉のネットワーク構築

地域の課題を地域と協働で解決できる体制をつくるため、地域の関係団体・関係機関との会合に参加し、生活支援コーディネーターを含む5職種が協働し、積極的に情報交換・調整・連携を行うとともに、福祉保健活動団体やボランティア団体同士が交流を持つ機会を提供し、連携を深めます。

「あいねっと」では、ケアプラザが把握した地域の情報、地域で展開している事業の情報やその課題等の共有を図ります。また、必要な連携や取組を地域の状況に合わせて提案し、地域住民との協働による地区別計画の策定・推進に努めます。

#### 5 区行政との協働

##### 関係市町村との連携

区の福祉保健計画や地域福祉計画・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等における地域ケアプラザの役割を充分理解し、区行政との協働に取り組みます。

- (1) 介護保険に関し、利用者から相談やサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格・要支援認定の有無およびこれらの有効期間を確認し、新規利用あるいは更新時において、遅滞なく要介護認定等が行われたための必要な支援を行い、行政と連携した制度運用に努めます。平成28年度は、介護予防・日常生活支援総合事業の、利用料・介護サービス等について分かりやすい説明を地域の方々に行います。
- (2) 鶴見・あいねっと等地域福祉の向上にあたる事業に関して、行政計画の推進を協調して行うとともに、地域ニーズの施策への提言を住民と協働して行うなど地域コーディネートをを行います。
- (3) 区の事業等にもケアプラザも積極的に協力し、企画・運営等に参加します。
- (4) 個別支援や地域支援に取り組む中で把握した課題の解決に向け、区役所・区社協、関係機関と積極的に情報共有・課題に取り組めます。
- (5) 災害時要援護者受入訓練等、区・地域と連携し毎年行います。
- (6) SOSネットワーク構築の推進を図ります。

## 地域活動交流部門

### 1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

定期的なアンケート実施、出張事業でのアウトリーチを行います。生活支援コーディネーターと協力して地域行事・会議への参加、地域施設への訪問等から地域調査を行い地域ニーズの把握に努めます。合わせて、地域包括支援センターとの連携により、様々な地域ニーズの情報収集を行い、必要な情報提供を行います。また、地区社会福祉協議会や自治連合会との連携により地域住民への迅速な情報提供に努めます。行事予定表の館内掲示や情報コーナーの設置、定期的なホームページの作成等、引き続き情報につながりやすい環境づくりに努めます。

### 2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

福祉保健活動団体の活動 PR シートの作成、参加募集ポスターやパネル掲示を通して情報発信を行います。合わせて、福祉保健活動団体の得意分野を生かせる活動の場を紹介するなど、後方支援や相談体制を強化していきます。また、コミュニティハウスとの合築館という特徴を生かして、自主事業の企画など新たな活動の場が広がるよう支援します。

### 3 自主企画事業

担当地域の実情・ニーズを踏まえた自主事業を展開し、住民同士の交流の輪や地域活動団体、行政等とのネットワークが広がるよう取り組みます。また、参加者の活躍の場づくり等、継続的な地域活動を支える支援体制を強化します。

- ① 地域ケアプラザから遠い地域にお住まいの方の来館が少ないため、地域の集会施設等を利用した自主事業を実施し、居場所づくりとともに福祉・保健情報の提供に努めます。
- ② 大型マンションの設立により子育て世代の人口が増えているため、地域組織（子ども育成会等）や子育てサークルと協働し新たな担い手の発掘と、子育ての不安の軽減・交流の場作りができるような自主事業を実施します。老人会等と協力して、世代間交流を目的とした幅広い方を対象とした事業企画を行います。（昔遊び等）
- ③ コミュニティハウスと共催で事業を実施し、幅広い年齢層へ地域ケアプラの周知を図り、新しい担い手の発掘などにつなげます。また、孤立防止や、生活困窮家庭等多様なニーズに対応する事業に取り組みます。
- ④ 地域住民が障害のある方と自然な形で交流し、障害理解の促進につながるよう自主事業を実施します。
- ⑤ 自主事業から福祉保健活動に発展した団体と定期的に情報交換を行い、活動の場の紹介や担い手育成等継続的な活動を支援します。また、協働での企画等、地域住民の力を生かした自主事業を展開します。
- ⑥ 外国籍住民が地域に馴染み、地域住民との交流等が持てる機会を支援し、異文化交流を図ります。

#### 4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ① ボランティア同士の情報交換・育成を図るため、ボランティア連絡会・感謝祭などを実施します。また、活動終了時のアセスメントや活動の場の紹介、テーマ別での研修・講座などを開催し、継続的な活動を支援します。
- ② 地域住民が気軽にボランティア活動に関わりが持てるよう、広報紙やアンケートを通し、分かりやすいボランティア情報の提供とともにマッチングを行います。
- ③ イベントなどの機会に、小中学生に対してボランティア活動への参加を呼び掛け、（お祭り、季節の行事、広報紙送付の手伝いなど）将来的な地域活動人材の育成に取り組めます。
- ④ 生活支援コーディネーターと協力して区域で活動している関係機関やボランティア団体（保育ボランティア、鶴見区災害ボランティアネットワーク等）と連携し、地域の団体に情報が届くよう支援します。また、必要としている方と活動が結びつくようにマッチングを行います。
- ⑤ 併設のコミュニティハウスと連携し、ボランティアの力を生かすような事業を企画します。また、気軽にボランティア活動に参加してもらえるようなイベント（サンタボランティア派遣、赤ちゃんプール見守りボランティア等）を企画し、担い手の発掘やボランティア育成に取り組めます。
- ⑥ 男性ボランティア育成のため、活動の受け皿として自主事業（サマーフレンド、親子クッキングなど）を活用したり、地域ニーズとのマッチングを行います。

## 地域包括支援センター

### 1 総合相談・支援

#### 総合相談

総合相談は、職員の加配や生活支援コーディネーターの配置があり、4職種での対応が基本となります。地域コーディネーターとも必要に応じて協働していき、幅広い相談に対応できる体制を整えていきます。

複雑なケースが増えている為、各種相談機関との連携を深めて、より素早く適切な対応を目指します。

#### 地域包括支援ネットワークの構築

民生委員・児童委員協議会や地区社協などの地域活動と、ケアマネジャー等の連携が緊密になるような働きかけを行なっていきます。

川のまちエリア会議では、医療・介護・地域の良い連携を目指しているので、多くの関係者が参加できる工夫を致します。

引き続き地域の強みや住民同士の繋がりを生かしたネットワークを目指します。ネットワークの一つとして、災害時の特別避難所訓練は、区役所や自治会などと協力して役割を確認していきます。

地域ケア会議を活用するなど、一人暮らしや認知症への対応を地域と一緒にあって取り組んでいきます。

#### 実態把握

民生委員・児童委員協議会や地区社協などの活動に参加して、地域の実態把握と地域課題の共有をしていきます。

町内会などの集まりに出席して、地域の取組や話題を、直接知る努力を続けていきます。

### 2 権利擁護

#### 権利擁護

権利擁護が必要と思われるケースに迅速適切に対応できるよう、日頃より民生委員の方々をはじめ地域の方との連携につとめます。

成年後見人制度など権利擁護の説明相談会を他の専門職とも連携し、内容に沿った相談ができるように実施していきます。また、遺言、終活などの言葉も普及し、住民の興味関心も高くなっているので、あらゆる機会を通じ、幅広く情報を発信していきます。地域向けの広報誌や支援者向けの講座などによる成年後見制度に関する普及啓発も行います。

地域高齢者向けの消費者被害未然防止に関わる講座の開催を行い、消費者被害や振り込め詐欺の防止に取り組みます。

## 高齢者虐待

地域の医療機関や民生委員との連携を強め虐待の予防や早期発見に繋がります。  
知り得たケースに対しては、必要時安全面での即時の対応、区や包括で情報共有、ケアマネジャー、事業所など関係者での相談、認識の共有、対応の統一につなげます。  
いろいろな状況を考慮、必要時警察署などともチームを組んで対応していきます。  
社会福祉士連絡会として、区役所や関係機関と連携し、地域住民のほか、福祉保健関係者、ケアマネなどへも高齢者虐待防止への啓発を行います。  
介護者のつどいでは講座形式の回を増やす、またイベント的なことも計画、メンバー増員や交流を深めていきます。

## 認知症

認知症サポーター養成講座を地域の学校や企業、暮らしの要所等で実施し住民へ認知症の方への理解を深める一助としていきます。また、JR職員さんへも昨年に引き続き、区域の地域包括支援センターやキャラバンメイトと連携し、協力しながら講座を進めます。  
新規に発動する「わになるネット」の周知を行い、必要なかたへの情報提供、利用の支援をすすめます。地域でも見守り体制の見直しを区役所と連携して進めていきます。  
また、ほがらか教室、つるかめサロンなどの自主事業や共催事業でも認知症予防を取り入れたプログラムを行います。

## 3 介護予防マネジメント

### 介護予防ケアマネジメント力

総合支援事業への移行が進む情勢の中、利用者、家族へ誤解や心配がないように、意欲を大事にしながら、自立支援の本意を伝えていきます。  
介護予防サービスをより有効に利用できるよう、個別での身近な目標設定や、細かな生活の助言を行うなど、その人それぞれの生活歴や趣味や思考にあった介護予防プラン作成をめざします。  
現状の今ある介護保険サービス事業だけでなく、元気づくりステーション、地域のインフォーマルサービス、介護予防活動も情報提供し適宜利用をすすめます。  
民生委員さん近隣のかたの見守りも含め、地域の方々の支援も視野に入れていけるよう利用者さんの地域での関係作りもすすめます。

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

### 地域住民、関係機関等との連携推進支援

川のまちエリア会議や地域ケア会議は、各種機関の取り組みを一緒に検討できる場になっています。今年度も関係機関と地域住民が直接話せる機会を用意して、それぞれの役割を理解していく場としていきます。  
介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、地域活動と介護サービスの垣根が低くなっているので、地域で出来ることを一緒に考える機会を増やします。



### 医療・介護の連携推進支援

入院期間の短期化や在宅での医療対応など、連携する場面が増えています。事例を基に話し合うなど、それぞれの役割や考え方を理解し合う機会を作ります。

併せて、総合病院の医療相談員や訪問看護とケアマネジャーが良い連携をとれるように、交流を深めていきます。

### ケアマネジャー支援

介護予防・日常生活支援総合事業のスタートにより、地域活動を意識していかなければなりません。地域活動やケアプラザ・地域包括の活動を今まで以上に発信していきます。

同時に、地域ケア会議等を活用して、ケアマネジャーが地域住民と関わり易くなるような取り組みをしていきます。

また、ケアマネジャーが障害者制度や医療制度などの知識を得られる機会を作っていきます。

新人・新任ケアマネジャーには、ケアプランなどの指導を行い、サポートしていきます。困難ケースも増えているので、ケアマネジャーと一緒に検討する姿勢を大切に致します。

### 多職種協働による地域包括支援ネットワーク

引き続き、地域包括ケアシステム構築に向けた活動を行ないます。川のまちエリア会議や在宅ケアネットワークの他にも、わになるネットが始まったので、更なるネットワークの広がりを目指していきます。

## 介護予防事業

### 介護予防事業

横浜市介護予防普及強化事業として、介護予防講座を市場地区、第二地区において実施し、その後の継続した交流や地域での介護予防活動につなげる支援をしています。

自主事業では、新規の参加者を増やし、活動の活性化と、参加者に自主的にかかわってもらうよう共に計画実施します。また、ボランティア活動や地域との関わりを作る企画をします。

元気づくりステーションでは、負担なく継続できる活動とともに相談し、民生委員さんと連携し、独居の方や閉じこもりの方に参加してもらえるようなプログラムを考えていきます。

保健活動推進員や老人クラブ、自治会と連携しながら、今ある地域での健康づくりの場の認識と交流を図っていく。

生活支援コーディネーターと協力し、地域のニーズにあわせた新たなコミュニティの構築や、継続しやすい介護予防ツールなどの情報を発信していきます。

## その他

### コミュニティハウスとの連携

コミュニティハウスとの併館を活かし、それぞれのネットワークを活用して多様なテーマでの事業展開を行い、幅広い年代の方々に地域ケアプラザを利用して頂けるよう努めます。また、利用者の福祉保健活動へのきっかけづくりに協働で取り組みます。また、11月の児童虐待防止月間では、共催での啓発事業を企画しています。

同様に地域の方々と協働し、地域の課題や担い手などの問題について検討する機会を増やし、新たな社会資源の開発やネットワークの構築に努めます。状況に応じて、地域ケア会議への参加等も検討していきます。

コミュニティハウスは投票場としての機能もあり、初めて「ゆうづる」を訪れる方も多くいらっしゃいます。この機会を利用して館内に「ゆうづる事業紹介」「地域の活動紹介」などを掲示するなど、初めて来られる方に「ゆうづる」の周知を行い、次に繋がるための工夫を継続して行います。

# 平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：横浜市鶴見市場地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日  
(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	認知症対応型 通所介護	生活支援
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援					
収入	指定管理料等収入	18396	28755	146						5480
	介護保険収入				1680	18500	79955	4150	17450	
	その他									
	認定調査					567				
	雑収入	274								
	事業費									309
	<b>収入合計(A)</b>	<b>18670</b>	<b>28755</b>	<b>146</b>	<b>1680</b>	<b>19067</b>	<b>79955</b>	<b>4150</b>	<b>17450</b>	<b>5789</b>
支出	人件費	13025	27270			16500	48630		10000	5480
	事務費	1000	1540		186	685	7800			
	事業費	1345	420	146		2200	6122		2780	309
	管理費	2300	700		130	200	13500		2420	
	その他									
	施設使用料相当額						3192		798	
	消費税	1000								
修繕積立金						789				
	<b>支出合計(B)</b>	<b>18670</b>	<b>29930</b>	<b>146</b>	<b>186</b>	<b>17455</b>	<b>80033</b>		<b>15268</b>	<b>5789</b>
	<b>収支 (A) - (B)</b>	<b>0</b>	<b>-1175</b>	<b>0</b>	<b>1494</b>	<b>1612</b>	<b>4072</b>		<b>2182</b>	<b>0</b>